



鳥取県公報

令和6年5月14日（火）
第9595号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託（2件）（333・334）（消防防災課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（335）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（336）（〃）・・・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定の解除予定（337）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・ 4 清算法人智頭土地改良区の清算人の就任（338）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による町道の改築に関する工事の開始 （339）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第333号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
鳥取県危険物保安協会連合会
- 2 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第334号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般社団法人鳥取県消防設備協会
- 2 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人明生会	倉吉市幸町507-18	あけしまレディースクリニックショートステイ	倉吉市幸町507-18	短期入所療養介護	平成21年7月3日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所	指定に係る事業所	指定に係る事業所	サービスの種類	変更年月日
-----	--------	----------	----------	---------	-------

	の所在地	の名称	の所在地		
医療法人明生会	倉吉市幸町 507-18	あけしまレディー スクリニックショ ートステイ	倉吉市幸町507- 18	介護予防短期入所 療養介護	平成21年7月 3日

鳥取県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団周防内科医院	米子市上後藤七丁目3-27	医療法人社団周防内科医院	米子市上後藤七丁目3-27	短期入所療養介護	平成18年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃	平成19年3月31日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山152-1	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152-1	〃	平成19年4月1日
医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	〃	平成19年8月31日
医療法人明生会	倉吉市幸町507-18	あけしまレディースクリニックショートステイ	倉吉市幸町507-18	〃	平成21年9月30日
医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	訪問看護、訪問リハビリテーション	平成25年3月15日
有限会社サン・ファーム	米子市東福原三丁目8-1	桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目8-1	居宅療養管理指導	令和6年3月31日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	会見デイサービスセンターいこい荘	西伯郡南部町浅井938	通所介護	〃
有限会社マイシン測量	米子市永江455	時の里	境港市福定町49-1	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人萌生会	西伯郡伯耆町長山152-1	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152-1	介護予防居宅療養管理指導	平成19年4月1日
医療法人明生会	倉吉市幸町507-18	あけしまレディースクリニックショートステイ	倉吉市幸町507-18	介護予防短期入所療養介護	平成21年9月30日

医療法人萌生会	西伯郡伯耆町 長山152-1	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山 152-1	〃	平成24年3月 31日
医療法人市場医院	境港市馬場崎 町177	医療法人市場医院	境港市馬場崎町177	介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成25年3月 15日
有限会社サン・ファ ーム	米子市東福原 三丁目8-1	桔梗堂薬局	米子市東福原三丁 目8-1	介護予防居宅療養 管理指導	令和6年3月 31日
有限会社マイシン 測量	米子市永江 455	時の里	境港市福定町49- 1	介護予防小規模多 機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第337号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町妻波字大西浜1380の175・大谷字砂浜2112の366・2112の368・2112の369（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）・2112の367（以上5筆国所有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人智頭土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和6年5月14日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

就任した清算人の氏名及び住所

小 林 功 八頭郡智頭町大字埴師473
小 川 啓 介 八頭郡智頭町大字河津原147
谷 口 陽 一 郎 八頭郡智頭町大字真鹿野67
草 刈 章 博 八頭郡智頭町大字埴師646-1
三 輪 圭 一 郎 八頭郡智頭町大字大背973
池 本 英 夫 八頭郡智頭町大字慶所253

令和6年3月29日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第339号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり開始するので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）第8条第2項の規定により告示する。

令和6年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字西ノ脇1468-1地先から同町大字小羽尾字船磯455-1地先まで	改築	令和6年6月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年5月14日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年6月2日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和6年6月10日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和6年6月24日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃
令和6年6月16日 午前9時から正午まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ-射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年6月4日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年6月11日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年6月18日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年6月25日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和6年6月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人
-----------------------------	----------------------------	---	---	----

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。